

No	2
----	---

事業年度	自	平成22年4月1日	法人コード	A003230
	至	平成23年3月31日	法人名	財団法人新潟県消防協会

別表C(5) 特定費用準備資金

別表C(2)控除対象財産における 4. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表A(1)及びA(2)収支相償の計算における公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整、別表B(5)公益目的事業比率算定に係る計算表における特定費用準備資金当期積立額、別表C(1)遊休財産額の保有制限の判定における特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額の算出に用います。

事業番号	公 10x0a	特定費用準備資金の名称 (貸借対照表科目名)	慰霊社改築積立金
将来の特定の活動の名称		新潟県消防殉職者慰霊社の改築等積立基金	
当該活動の内容		<p>1 基金の設置について 消防殉職者及び一般の殉難者を祀っている太平神社については、昭和25年9月に新潟市中央区西大畑町の新潟大神宮の境内(敷地)に建立された。(新潟大神宮本社の右隣の小規模な社)当協会は、建立から60年を経過し老朽化が進んでいることから、改築又は慰霊碑の建設を行うため平成21年度に基金を設置した。</p> <p>2 太平神社の経緯及び改築費用等の負担について 消防組織法制定(昭和22年)以前は、消防制度は警察制度の一部であり消防殉職者等については警察殉職者と合同で合祀されてきており、太平神社は、警察殉職者と消防殉職者の合祀の神社として建立する際、昭和25年10月に結成された警察と消防の合同組織である「殉職警察消防官公吏消防団員等顕彰事業奉賛会」が殉職者慰霊祭を行ってきた。しかしながら、昭和61年4月、警察は消防とは別に慰霊祭を行うこととなり同会は解散し、以来消防殉職者慰霊祭の開催等を新潟県消防協会が担ってきたものである。</p> <p>太平神社の所有については、不動産登記法上の登記は行われていないが新潟大神宮が所管するものとして神社本庁に届出され、同大神宮が管理する宗教施設となっている。</p> <p>一般的に神社は、氏子の支援により管理運営がなされているものであるが、当神社には、氏子は存在せず、支援者としては遺族及び消防関係者からなる新潟県消防協会のみとなっている。</p> <p>太平神社については新潟県消防協会に所有権がないとしても、同神社は伝統的に実施してきた消防殉職者慰霊祭事業を通じて広く消防活動の重要性を啓発していくために必要な施設である。</p> <p>消防殉職者及び消防殉難者は一般の人々を火災や災害から守るために崇高な使命をもって尊い命を捧げた人達であり、太平神社はその御霊を祀る施設であることから一般人を含め消防関係者は、御霊の功績を称え、冥福を祈るため大切に守っていかなければならないものである。同神社は当協会が実施する消防殉職者慰霊祭のよりどころである施設であり、慰霊祭を実施する中で、火災や災害による犠牲者が出ないことを祈り社会への貢献を広く啓発するために必要な施設として、新潟県消防協会が改築費用等を準備するものである。</p> <p>太平神社に係る経緯の詳細は、別紙補足資料のとおり。</p>	
計画期間(事業年度)		平成 22年度 ~ 平成 24年度 (3年間)	
当該活動の実施予定時期		24年度	
積立限度額の算定方法		<p>現段階では新たに慰霊碑等を設置することとして、参考の見積書をとっており、その額は、太平神社を取り壊す費用を含めて598万円となっている。</p> <p>現積立額は、400万円であり、不足額については、慰霊碑等の建設年度に予算措置することと考えている。</p>	

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

【計画全体】

年度	利益の繰入割合(※1)		積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
	50%	50%超				
22	○		4,000,000円		4,000,000円	5,980,000円
23			円	円	4,000,000円	円
24			円	円	4,000,000円	円

			円	円	円	円
--	--	--	---	---	---	---

※1 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合について、該当欄を選択してください。

【当年度】（計画全体のうち、当年度分の数字を転記）

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
22	4,000,000 円		4,000,000 円	5,980,000 円



算出した数値を、各事業別に、それぞれ、別表B(5)Ⅴ（特定費用準備資金当期積立額）に転記してください。
算出した数値を、それぞれ、別表C(1)の特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(19欄)に転記してください。

2. 公益目的事業全体の収支相償における公益資産取得資金の当期積立額及び取崩額の計算

【当年度】 ※2 収支相償上の積立額は、収支相償上の積立限度額の範囲内で記載してください。

年度	収支相償上の 積立限度額	収支相償上の積立額 ※3	収支相償上の特定費用 準備資金得資金の額(累計)
22	2,990,000 円	2,990,000 円	2,990,000 円



収益事業等の利益の50%を公益目的事業財産に繰り入れる場合には、算出した数値を、別表A(1)（収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合）の公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(10欄)（費用）に算入してください。
収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰り入れる場合には、算出した数値を、別表A(2)（収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合）の公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(11欄)（費用）に算入してください。